

令和5年度「学校生活の心得」

石川県立羽松高等学校

1 校則について

(1) 無断欠席・遅刻・早退をしない

- ① やむを得ず、欠席、遅刻、早退をする場合は、必ず保護者を通じて担任に連絡する。
- ② 遅刻、早退の際には、職員室にある「遅刻カード」「早退カード」に必要事項を記入し、職員室にいる先生に確認印をもらい、授業担当の先生に提出すること。
- ③ 各月ごとに遅刻・欠席が多くなってきた生徒には、生徒指導係より本人に注意し、担任より家庭連絡する。
- ④ 担任・生徒指導係の指導後も改善がみられず、さらに遅刻・欠席が重なったら、本人・保護者召還で管理職より注意する。その際、一定期間の別室学習もある。

(2) 良識ある振る舞い、正しい服装、正しい言葉遣いに努める。

- ① 生活習慣の確立 基本的な生活習慣や学校や社会に通用するマナーをしっかりと身に付ける。
- ② 貴重品の管理 貴重品・スマートフォン等はSH時に担任・副担任に預ける。
- ③ 服装 正装（黒・濃紺色系のスーツ）、私服の着用は自由とするが、私服は、学校にふさわしくないものは不可とする。ただし、入学・卒業式、学校行事等の指定された日は正装とする。
- ④ 頭 髪 染・脱色（茶髪等）・パーマ等は禁止とする。
- ⑤ 装身具・化粧 ピアス、指輪等の装身具やマニキュア、化粧等は禁止とする。
- ⑥ 言葉遣い・礼儀
 - ・相手に不快を与えるような行為や言葉遣いは厳に慎むこと。
 - ・人に迷惑をかけること。
 - ・職員室等の入退室の際は、きちんと挨拶すること。
 - ・学校を訪れる人に対しては、しっかりと挨拶すること。

(3) その他の禁止事項

- ① 悪質な怠学行為（授業妨害・教師に反抗的な態度を取る・授業のエスケープ等）
- ② 飲酒（ノンアルコール飲料も含む）・喫煙・薬物の使用
- ③ 暴力・恐喝・窃盗行為及び物品や金銭の貸し借り
- ④ 無免許運転、無許可でのバイク・自動車の運転免許取得
- ⑤ 登下校時のバイク・自動車の運転（友人等の二輪車や自動車への乗車も含む）
- ⑥ 考査での不正行為
- ⑦ いじめ行為、スマートフォン・携帯電話等を使った他人への誹謗中傷
- ⑧ 学校へのゲーム機器等の授業に不要な物の持ち込みは禁止する。持ち込んだ場合は保護者へ連絡し、学校で預かる
- ⑨ 器物破損（公共施設、他人の物等を壊す）
- ⑩ 未成年者入場禁止場所への出入り（パチンコ、スナック、カラオケ店等）
- ⑪ 通学定期券・身分証明書等の不正利用
- ⑫ 法律等に違反した政治的活動
- ⑬ その他、高校生としてふさわしくない行動
- ⑭ 生徒が事故・犯罪に遭わないために、一時的にとる特別な処置に従わない行為

(4) 校内でのスマートフォン・携帯電話等の使用について

- ①校内に入ったら、掃除終了時までのスマートフォン・携帯電話等の使用を禁止する。
- ②SH時に副担任が電源を切ったスマートフォン・携帯電話等を預かり、職員室で保管し、掃除終了後に返却する。
- ③SH時の提出がなく、授業中や休憩時間にスマートフォン・携帯電話等に触った時は、授業担当者や発見者がその場で取り上げ、係が預かり、担任が保護者に連絡する。
- ④同じ注意を繰り返し受けた場合は、生徒指導係より「スマートフォン・携帯電話等の校内不正使用と授業妨害」で指導し、保護者の承諾を得た上で一定期間預かることもある。

(5) 交通事故防止について

交通規則を守り、交通事故の被害者・加害者にならないように十分注意する。
とくに、自転車運転時の交通ルール乗車マナーの遵守に心がける。

2 生徒指導関係の届出について

(1) 自動車運転免許取得等に関して

- ①自動車学校入校は、原則として卒業予定の年次のみ認める。
- ②自動車運転免許証を取得するときは、必ず**自動車運転免許証取得願**を届出し、遵守事項を確認して行動すること。
- ③**自動車運転免許証**の取得後であっても在学中の乗車許可はしない。
- ④原動機付き自転車、自動二輪の運転免許証の取得及び乗車は原則禁止とする。

(2) 就業（アルバイト含む）について

- ①午後からは、学業に支障をきたさない限り、就業（アルバイト含む）を勧める。
- ②就業を希望する生徒は、**就業（アルバイト）許可願**を提出し、所定の手続きをとる。
- ③就業は、原則として帰宅時間を含めて午後9時までとする。
(午後10時～早朝5時までの未成年者の深夜労働は法律で禁止されている。)
- ④高校生としてふさわしくない業種での就業（アルバイト）は認めない。
(危険を伴う業種での就労、スナックや居酒屋などの飲酒を伴う接客業務等)
- ⑤新入生（転編入学生も含む）のアルバイトは、原則禁止とする。ただし希望者については10月以降は認める。

(3) その他の届出・許可願について

- ①地域の祭礼や行事等に参加する場合は、**行事参加願**を提出し、所定の手続きをすること。
- ②旅行等で生徒旅客運賃割引証が必要な場合は、**学割証交付願**を提出すること。

※以上の「学校生活の心得」に記載された事項に違反した時は、特別指導を行う。